

スポーツ・アクティビティを中核とした体験型交流創出・展開プロジェクト
「観光関連事業者等組織化・事業化支援等業務」
企画提案仕様書

本仕様書は、大船渡市（以下「甲」という。）が発注する観光関連事業者等組織化・事業化支援等業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

観光関連事業者等組織化・事業化支援等業務

2 業務内容

(1) 観光関連事業者等の組織化及び事業実施の支援

- ① 今年度においてスポーツ・アクティビティ事業者や観光関連事業者などにより設立する「三陸アクティビティ推進協議会」の運営支援
- ② 三陸アクティビティ推進協議会の構成事業者ごとの提供サービスの内容・運営方法等の調査・整理
- ③ 昨年度に実施した調査結果を踏まえた体験プログラムモデルの整理及び事業化支援
- ④ 体験プログラムの事業化に係る新規事業者向け説明会の企画・実施
- ⑤ 既存事業者の事業化計画立案等への支援

(2) 地域観光情報プラットフォーム（ホームページ）の運用

- ① ホームページの運用管理及び運用のサポート
- ② システムの改善点の検証及び改修
 - ※ ホームページシステムは令和2年度構築済。現在は非公開。
 - ※ サーバー使用料（令和3年1月14日～令和4年3月31日）を含むこと。
 - ※ ドメイン使用料（令和3年3月18日～令和4年3月31日）を含むこと。

(3) ローカルツアーモデルの企画、実施及びフォローアップ

- ① 「体験」「宿泊」「食事」「販売」等の複数の事業者を組み合わせたローカルツアーの企画・実施
- ② ローカルツアー参加者アンケートの実施・検証
- ③ ローカルツアー改善案の提案、構成事業者の改善検討会議の企画・運営支援

(4) 上記業務実施に係る実績報告書の作成

3 実績報告書の提出等

- (1) 委託業務完了後、遅滞なく、乙は、次の事項を記載した実績報告書（紙媒体2部、電子データを収録したCD-R1枚）を作成し、甲に提出すること。
 - ① 「2 業務内容」に掲載の各事項に応じた実施状況及び業務成果
 - ② 委託業務の実施に係る経費の支出内容
- (2) 甲は、必要がある場合は、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (3) 乙は、関係書類を委託期間の属する年度の終了日の翌日から起算して5年間保存すること。また、甲が関係書類の提出を求めた場合は、甲に対して、遅滞なく提出しなければならない。

4 成果品

実績報告書

紙媒体(A4版)2部、電子データを収録したCD-R1枚

5 納品先

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地
大船渡市商工港湾部産業政策室

6 権利の帰属

- (1) 実績報告書に関する全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条、第 28 条に定める権利を含む。）及びその他実績報告書に係る知的財産権並びにその他一切の権利（乙又は第三者が従前から保有していた権利を除く。以下、併せて「著作権等」という。）は、甲に帰属し、著作権等について、乙は、甲より正当な権利を取得した第三者及びその他甲の指定する者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 委託業務の履行過程において乙が得た発明等の技術的成果及び乙によって作成された著作物に係る知的財産権は、実績報告書を除き、乙に帰属する。
ただし、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、当該知的財産権を無償で利用する権利を甲に許諾するものとし、甲は乙の許諾を得ずに当該権利を第三者に利用させることができるものとする。
また、その場合、乙は、甲及び第三者の円滑な権利の利用に協力するものとする。

7 その他

- (1) 委託業務を実施するにあたり、乙は甲と連絡を密接に取り、十分打合せを行うものとし、本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、甲・乙協議して別途決定するものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項であっても、甲が必要と認める軽微な事項については、乙は、委託料の額の範囲内で実施するものとする。